

## 別記 2

### 地域における有機農業産地づくり支援

#### 第1 趣旨

地域における有機農業産地づくり支援事業（以下「本事業」という。）は、茨城県内の市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の消費者を巻き込んで推進するモデル地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組の支援を行うとともに、輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組への支援を行う。

#### 第2 通則

本事業の実施については、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「補正要綱」という。）又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「当初要綱」という。）の定めによるほか、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項及びこの別記に定めるところによる。なお、補正要綱と当初要綱のどちらに従うかについては、関東農政局長から割当内示及び交付決定を受けた予算区分によるものとし、農林事務所長（以下「交付決定者」という。）が別途指示するものとする。

#### 第3 流用の禁止

第2に規定される要綱等に基づき交付される補助金は、本事業以外に流用してはならない。

#### 第4 事業の内容

- 1 本事業は、以下の内容を支援するものとする。なお、事業取組当初は（1）に取り組み、有機農業実施計画策定後に（2）に取り組みものとする。（3）については、（2）の取組を開始した翌年度以降に取り組みことができるものとする。

##### （1）有機農業実施計画の策定

##### ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（オ）までを必須の記載項目とし、必要に応じて（カ）及び（キ）の項目を記載するものとする。有機農業実施計画に基づく事業期間は5年間を標準として作成することを原則とし、5年未満又は5年を超える期間での有機農業実施計画を定める場合には、交付決定者とあらかじめ協議するものとする。

有機農業実施計画は、当該計画の中心となる市町村を管轄する農林事務所との事前協議を経た上で、事業開始年度の翌年度の4月末までに交付決定者を經由して知事に提出するものとする。

- (ア) 中心となる市町村
- (イ) 対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
- (ウ) 有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容
- (エ) 有機農業で生産された農産物（以下「有機農産物等」という。）の加工、流通、消費等の取組及び目標の達成に向けた具体的内容
- (オ) 取組の推進体制、役割、年度計画
- (カ) (ウ) 及び (エ) の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）
- (キ) その他（達成状況の評価、取組の周知等）

イ 有機農業実施計画の策定に向けた取組

有機農業実施計画の策定に当たり、より高度なモデル性と実現性を備えた計画となるよう、以下の取組を行うものとし、策定後についても当該年度内の取組を継続できるものとする。

(ア) 検討会の開催

有機農業実施計画の策定に向け、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等の有機農業実施計画の策定に必要な者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(イ) 試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的なイメージは、別紙に定めるとおりとする。

なお、これらの取組の実施に当たっては、農業者や事業対象地区内外の事業者や消費者と連携した取組となるよう留意すること。

ウ 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施

オーガニックビレッジ宣言は、有機農業実施計画を定めた市町村において、別途定める様式に必要事項を記入し、有機農業実施計画を策定したことを周知することとし、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等で公表するほか、各種イベントを活用した情報発信などを通じて行うものとする。

また、農林水産省及び県において、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省及び県のホームページへの掲載や各種イベントでの周知等を行うものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

(1) の有機農業実施計画を策定した事業実施主体は、当該計画の実現性を高めるため、以下の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

有機農業実施計画の実現に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、(1)アにおいて定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産関連の取組を行うとともに、当該地区で生産された有機農産物等に係る加工・流通関連や消費関連の取組を実施する。

ウ 課題解決に向けた調査等

イにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、必要に応じて、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

エ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合は、交付決定者との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。なお、変更後の有機農業実施計画は、交付決定者を經由して知事に提出するものとする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

事業実施主体は(2)の取組を開始した翌年度以降、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、以下の取組を行うことができるものとする。なお、本取組の開始年度にはアの取組を実施すること。

ア 新たな有機農業実施計画の策定

(1)で策定した有機農業実施計画の目標数値、取組等の更新を行うものとし、目標数値は本取組開始年度の5年後の目標を設定するものとする。また、策定に当たっては、域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組を記載するほか、有機農産物等の生産から加工、流通、消費等における必要な取組を記載するものとする。

なお、策定した有機農業実施計画は、当該計画の中心となる市町村を管轄する農林事務所との事前協議を経た上で、本取組開始年度の3月末までに交付決定者を經由して知事に提出するものとし、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等において公表するものとする。

イ 検討会の開催

新たな有機農業実施計画の策定や実現に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催できるものとする。

ウ 新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

アにおいて更新した又は更新する予定の有機農業実施計画に基づき、有機農業の生産関連の取組や、生産された有機農産物等に係る加工・流通関連やその他消費関連の取組を実施できるものとする。

エ 課題解決に向けた調査等

ウにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指

導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

#### オ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合は、交付決定者との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。なお、変更後の有機農業実施計画は、交付決定者を經由して知事に提出するものとする。

### 2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別添のとおりとする。

## 第5 事業実施主体等

### 1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村又は市町村が参画する協議会とする。

協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。なお、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。

- (1) 目的
- (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- (3) 意思決定の方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) (1) から (6) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

### 2 交付率等

本事業の交付率は、定額（機械リース費に係る経費のみ2分の1以内）とし、補助金の額の上限は、第4の1（1）については、有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり1,000万円、第4の1（2）については、有機農業実施計画策定後の翌年度の取組を年間800万円、翌々年度の取組を年間600万円、第4の1（3）については、年間1,000万円とする。

### 3 実施要件

本事業の実施要件は、次のとおりとする。

- (1) 第4の1（2）に取り組む場合は、第4の1（1）の有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- (2) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

#### ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造業者又は食品流通事業者とする。

#### イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものと

する。

#### ウ 機械の利用条件

本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、有機加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた適正な処理能力とすることとし、アに定める機械の利用者が使用する又は当該地区の有機農業者が受益するものであること。

#### エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）本事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

（イ）リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

（ウ）リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

（エ）本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

（オ）スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

（3）リース料の助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率（1／2以内）

## 第6 成果目標

### 1 目標年度

#### （1）有機農業実施計画の策定

第4の1（1）の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とす

る。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第4の1(2)の取組に関する目標年度は、有機農業実施計画の取組終期の年度とする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第4の1(3)の取組に関する目標年度は、取組開始年度の5年後とする。

2 成果目標

(1) 有機農業実施計画の策定

第4の1(1)の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画の策定とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第4の1(2)の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画に設定した目標とする。

また、有機農業実施計画の目標設定に当たっては、有機農業取組面積拡大、有機農産物等販売量拡大又は有機農業者増加のうちいずれか1つ以上の数値目標（以下「数値目標」という。）を設定するものとする。なお、交付決定者が認める場合においては、この限りではない。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第4の1(3)の取組に関する成果目標は、新たな有機農業実施計画に設定する数値目標とし、目標設定に当たっては、事業の対象品目において、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加させる目標を設定するものとする。

第7 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。なお、事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

(1) 事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。

(2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。

(3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。

(6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。

(7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。

(8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通

- 知)に基づき、算定されるものであること。
- (9) 本事業において提出される事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- (10) 本事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村や県等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。
- (11) 事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は、加盟する予定があること。

## 第8 事業実施等の手続き

### 1 要望調査

本事業を行おうとする事業実施主体は、有機農業実施計画の中心となる市町村を管轄する農林事務所に事前に相談するとともに、県が別に行う本事業の要望調査に基づき、別記2別紙様式第1号により、事業実施計画を作成し、交付決定者を通じて知事に提出するものとする。

### 2 協議

交付決定者は、1により提出された事業実施計画書について、その内容を知事及び事業実施主体と協議するものとする。

### 3 事業実施計画の変更手続き

事業実施主体が、その事業実施計画を変更するときも、1、2の手続きに準じて行うものとする。

### 4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、交付決定者の適切な指導を受けた上で、交付決定前着手届（別記2別紙様式第2号）を、交付決定者に提出するものとする。

なお、交付決定前着手届を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努めるほか、着手後においても、本事業が適正に行われるようにしなければならない。

## 5 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出

(1) 事業実施主体は、当初要綱別記9に定めるところにより、主たる受益者全員から環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを収集し、記載内容を確認の上、交付申請時に交付決定者宛て提出するものとする。

なお、事業実施主体の変更が必要となり、当該変更が承認された場合は、変更後の事業実施主体が改めて当該チェックシートの提出を行うこと。

(2) 受益者が複数の場合、事業実施主体が主たる受益者全員から当該チェックシートを収集したうえで、当初要綱別紙様式第10号-7により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、交付決定者宛てに提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。

(3) 本事業が補正要綱によって交付決定された場合は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出等を省略することができる。

## 第9 申請できない経費等

### 1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第4の2に定める交付対象経費とはならない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第8の4のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

(5) 都道府県又は市町村職員の人件費

(6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

### 2 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、本事業を遂行するため、委託、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営

上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対して、申立書（別記2別紙様式第3号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- (3) 事業実施主体が地方公共団体となる場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

## 第10 事業実施状況の報告

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出に取り組む事業実施主体は、第4の1(1)の事業終了年度の翌年度から成果目標の目標年度までの取組について、毎年度、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した補正要綱別紙様式第10号別表1又は当初要綱別紙様式第13号別表1により報告書を作成し、9月15日までに交付決定者に提出するものとする。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第11の1の事業成果の評価に代えることができる。

報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

- (2) 交付決定者及び知事は、事業実施主体から(1)に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じ事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導等を行うことができる。

## 第11 事業成果の評価

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出に取り組む事業実施主体は、成果目標の目標年度の翌年度において、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した補正要綱別紙様式第10号別表1又は当初要綱別紙様式第13号別表1により報告書を作成し、9月15日までに交付決定者に提出するものとする。

なお、当該報告は第10の(1)による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができる。

報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

(2) 交付決定者及び知事は、事業実施主体から前項に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて、補正要綱別紙様式第11号-1又は当初要綱別紙様式第14号-1により改善計画の提出を指示し、事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成するまでの間、改善状況の報告を求めるものとする。

## 第12 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

## 第13 その他

### 1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第4の1（1）は、原則1年以内とする。

なお、有機農業実施計画の策定に複数年度を要するなど、交付決定者が知事と事前協議の上、特に認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができるものとし、その場合は、交付決定者と事前協議を経た上で、事業開始年度の翌々年度の4月末までに交付決定者を經由して知事に提出するものとする。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第4の1（2）は、2年以内、第4の1（3）は、3年以内とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、交付決定者の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 事業実施主体は、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項に規定する交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 事業実施主体は、交付対象経費（本事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を、県に納付させることがある。

4 事業実施主体は、本事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科

目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記2別紙様式4号による交付金調書を作成しておかなければならない。なお、当該調書が電磁的記録により作成、整備及び保管が可能である場合は、電磁的記録により整備及び保管することができる。

#### 5 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく交付決定者及び知事を通じて関東農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に交付決定者及び知事を通じて関東農政局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

#### 6 この別記に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

別添

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費</li> <li>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
賃金		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は、物品受払簿で管理すること。</li> <li>電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、</li> </ul>

		ス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の低廉な記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	認証取得推進費	・有機 J A S 認証の取得支援（認証検査）等に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。

謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。</li> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>	
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険は掛け捨てのものに限る。</li> </ul>

別紙 試行的取組の具体的な内容について

	具体的な取組
1 生産関連の取組	<p>ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータ収集・分析等を実施。</p> <p>イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査、収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計とともに、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施。</p> <p>ウ 有機ほ場団地化 事業実施区域において、有機農業を実施するため、団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 J A S 認証取得に向けた実地検査等を実施。</p> <p>エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、ほ場を借り上げて有機農業指導員や先進的農家等を招へいした新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 J A S 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催。</p> <p>オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入。</p> <p>カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入。</p> <p>キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検討等を実施。</p>

	<p>ク その他地域で必要と考える取組</p>
2 流通・加工関連の取組	<p>ア 地場での加工品の製造</p> <p>地域で生産された有機農産物等を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。</p> <p>イ レストラン、旅館等での活用</p> <p>有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施。</p> <p>ウ 流通の効率化・コスト低減の取組</p> <p>消費者が安価な価格で有機農産物等を手に入れるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等を実施。</p> <p>エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施</p> <p>加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等を実施。</p> <p>オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会</p> <p>地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 J A S 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会を実施。</p> <p>カ その他地域で必要と考える取組</p>
3 消費関連の取組	<p>ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進</p> <p>事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。</p> <p>イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催</p> <p>地域や消費地の消費者が有機農産物等を手に入りやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。</p> <p>ウ 消費者との交流会の開催</p> <p>環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショ</p>

	<p>ップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。</p> <p>エ 直売所における有機農産物等のコーナーの設置 地域で生産された有機農産物等及び有機農産物等の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物等入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等のブースの設置や専門調査員の派遣を実施。</p> <p>オ 地域を紹介する資料作成、ホームページや通販サイトの構築 遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物等の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む）の作成やホームページや通販サイトの構築による効果の検証を実施。</p> <p>カ 企業・環境活動団体との連携等 環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。</p> <p>キ その他地域で必要と考える取組</p>
--	---